平成２２年（フ）第１５１号
静岡県焼津市惣右衛門1160番地の22
債務者　服部　忠夫
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５８号
静岡県藤枝市水守234番地の１　グランディール201号室
債務者　松永　美香
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３５号
静岡市清水区西久保40番地の48　方長荘Ｆ
債務者　大石　久美
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５０号
静岡県牧之原市静波1261番地４
債務者　鈴木　　愛
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後２時20分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１８号
静岡県焼津市中里61番地の４
債務者　新間　強志
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４８号
静岡県静岡市葵区北372番地
債務者　朝比奈英雄
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４９号
静岡県静岡市葵区北372番地
債務者　朝比奈政子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５５号
静岡市清水区下野西14番14号
債務者　中塚みゆき
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５号
大分県竹田市久住町大字有氏896番地14
債務者　佐藤　　薫
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２１年（フ）第２３７号
静岡県富士市松岡605番地の16、前住所静岡県富士市中島363番地の１
債務者　佐々木　恵
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前11時30分
静岡地方裁判所富士支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第２３３６６号
静岡県三島市萩69　フレグランス萩Ａ―102、開始決定時の住所静岡県伊豆の国市奈古谷2213―218
破産者　朝日アーティスト出版・日本美術出版社こと　吉田　　茂
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第４３６号
群馬県前橋市若宮町１丁目６番地14
破産者　被相続人寺島鎭雄の相続財産
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７４８号
群馬県前橋市下小出町３丁目７番地の３
破産者　有限会社小笠設備工業
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５３０２号
群馬県館林市苗木町1761―56、開始決定時の住所群馬県邑楽郡板倉町大字籾谷11
破産者　木村日出夫
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０３５４号
神奈川県横浜市旭区南希望が丘67
破産者　上村　　茂
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８２８０号
東京都渋谷区神山町６番６―303号
破産者　株式会社スタジオプラスエム
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５３３号
東京都杉並区井草３―１―16―202
破産者　梅原　宏揮
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部